

## 伊那市・須坂市屋外広告物条例の制定に伴う規制地域の変更について

## 屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

都市・まちづくり課

## 1 改正の理由及び内容

景観法に基づく景観行政団体（※1）である須坂市及び伊那市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行う。

※1 景観行政団体等一覧 【令和3年4月1日現在】（長野市及び松本市除く。）  
上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、小布施町、山ノ内町、高山村  
（計23市町村のうち、下線の6市町は屋外広告物の関する条例を制定している。（※2））

## ※2 景観行政団体による独自条例の制定について

中核市以外の市町村は、景観行政団体へ移行するための協議を、知事とすることで、県に代わって良好な景観の形成を促進するための景観計画を策定し、建築物、工作物等の新築又は改築などの行為の制限をはじめとした景観行政事務を行うことができる。

景観行政団体である市町村は、屋外広告物法の規定に基づき、県と協議を行うことで、県の屋外広告物条例の規制の一部を適用せず、独自の屋外広告物条例を制定することができる。

これにより景観を構成する重要な要素である屋外広告物行政について、条例の制定・改廃というルール作りを含めて景観計画に基づく規制等の景観行政と一元的に主体的に行うことができる。

## 【景観行政団体の独自条例の制定により県から市に移譲する事務】

- (1) 屋外広告物の表示等の禁止、屋外広告物の表示の方法等の基準設定
- (2) 違反に対する措置等

## 2 施行期日

- (1) 令和4年6月1日（伊那市）
- (2) 令和4年7月1日（須坂市）

## 【参考】独自の屋外広告物条例の特色

## (1) 須坂市

県条例における禁止地域等に歴史的なまちなみを残す景観育成重点地区及び沿道地域を加え、①原則屋外広告物を禁止する地域、②経済活動に配慮する許可地域、③歴史的景観に配慮した許可地域、④沿道景観に配慮した許可地域の4区分として景観特性に応じた広告物の高さや表示面積の許可基準を細分化する。

## (2) 伊那市

県条例の規制地域を引継ぎ、国道153号伊那バイパス及び伊駒アルプスロード等の主要道路を新たに指定する。特に、アルプスの眺望が優れた地域及び路線では屋外広告物を禁止し、広告物の高さや表示面積を県条例の許可基準より強化する。